

東海市広告掲載審査会規程

(設置)

第1条 本市が所有する資産等への広告の掲載の適否を審査するため、東海市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 掲載する広告の内容に関する事。
- (2) 広告の掲載を希望する者に関する事。
- (3) その他広告の掲載に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は企画部長を、副委員長は企画政策課長をもって充てる。
- 3 委員は、財政課長、広報課長、商工労政課長及び都市計画課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、議事に関係のある課長その他の職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、企画部広報課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第11号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。